

令和4年第7回茅野市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月27日(水)
午後2時30分から午後3時45分
2. 開催場所 茅野市役所 議会棟大会議室

3. 出席農業委員（18人）

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
18	会長	牛山 義登	8	委員	柳澤 圭吾
17	代理	小林 修治	9	〃	前田 ちひろ
1	委員	田中 正代	10	〃	矢島 平一
2	〃	白鳥 誠司	11	〃	吉田 秀史
3	〃	矢島 勝秀	12	〃	堀内 友恵
4	〃	小平 開	13	〃	篠原 朋夫
5	〃	宮坂 直治	14	〃	小池 正雄
6	〃	伊藤 利幸	15	〃	濱 聡一
7	〃	渡邊 公人	16	〃	田村 和己

出席推進委員（9人）

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
19	委員	細川 光夫	24	委員	竹村 俊治
20	〃	宮崎 博人	25	〃	帯川 孝男
21	〃	小林 正一	26	〃	牛山 浩文
22	〃	有賀 宣尚	27	〃	戸田 広史
23	〃	島立 雄幸			

4. 欠席農業委員（0人）
欠席推進委員（0人）

5. 議事日程

- 第1 農業委員会会長召集挨拶
- 第2 主要会務報告について
- 第3 議事録署名委員の選任

第4 総会の公開について

第5 審議

第33号議案 農地法第3条の規定に依る許可申請について

第34号議案 農地法第4条の規定に依る許可申請について

第35号議案 農地法第5条の規定に依る許可申請について

第36号議案 農用地利用集積計画（貸借権設定）の決定について

第37号議案 農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局 長 鎌倉 亮

次 長 吉田 哲郎

主 任 長谷川 達也

7. 会議の概要

代 理

これより農業委員会第7回総会を開催いたします。日程の次第に従い進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【農業委員会会長召集挨拶】

会 長

皆さんこんにちは。7月の定例会に先立ち、ひと言挨拶を申し上げます。連日の暑さが続く中、梅雨がずれたような感じでしたが、新型コロナウイルス感染は第7波を迎えたということで、日々長野県内も感染者数を更新しています。そんな中、委員の皆さまには体調管理を十二分にさせていただき、この夏を乗り切ってくださいようお願いしたいと思います。今後の委員としての活動については、農地パトロールを順次進めていきたいと考えているところでございます。そうした中でどうしても気になるのはグリーンモンスターの猛威を振るっている、不在主等の荒廃地がどうしても目につきます。『二日見ぬ間の草の丈』ということがあるかと思いますが、アレチウリや葛の蔓が隣の荒地から出て来て作物に巻き付いているところも確認しているところであります。こうした光景を私たちの任期中にどうにか改善していきたいと思うところでございます。農業委員会に委ねられた地域における活動を推

進んで行く為に、情報や改善手段の方法を収集、また共有しながら一人一人がコーディネーターとして集会等に参加することが今後重要になっていくと考えているところでございます。会議に参加して「耕作できない農地を、規模拡大してきた農業者はすでに限界にきていて受けられない状態です。あなたは誰に託しますか」と我々が今度は質問していかなければならない、そうした中で、相手が行き詰ってしまうことも懸念しなければいけないと考えています。今までのいろんな会議の中でも結果が出ないまま既に約10年が経ってしまいました。そうした中、集落農家で頑張っている農業者の皆さんはもう既に会議に対して疲弊している、また疑問を持っている、そんな状態かと思えます。しかし今まで農林課の農業支援センターが主体となって進めてきた『人・農地プラン』は農業委員会に今後バトンタッチされたということで、皆さんも自覚されているかと思えます。今後は農業委員・推進委員が主体となって地域との十分な話し合いの下に目標地図の作成を行っていかねばならないことを、何度もお願いしてきたわけでありまして、つきましては今後の手順やポイントをイメージしていただきたく、本日の審議事項が終了後に農林課農政係の担当者をお願いしまして、これまでの経過、今後の推進のポイントを説明していただく時間を設けてありますのでお願いいたします。そのためにも今日の審議事項も慎重審議のうちにさくさくと進めていきたいと考えております。本日は蒸し暑いような陽気です。それぞれタイムリーな水分補給をしていただきたいと思います。以上、開会に先立つ挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【主要会務報告について】

(会長より主要会務の報告)

【議事録署名委員の選任】

代 理

議事録署名委員の選任については、7番の渡邊公人委員、8番の柳澤圭吾委員のご両名をお願いいたします。

なお農業委員及び推進委員27名中、本日の出席は農業委員18名、推進委員9名ですので総会は成立いたします。

【総会の公開について】

会 長

なお発言につきましては挙手し、議席番号と氏名を告げていただきますようお願いいたします。

本日の案件は農地法による許可申請は3条が3件、4条が2件、5条が10件、事実確認3件、農地利用集積計画による賃貸借権設定は11件、所有権移転は1件となります。これらの案件につきましては個人情報が含まれておりますが「農業委員会に関する法律第26条」により、会議は公開として進めたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(全員賛同)

ありがとうございます。全員の賛同ということでこの総会は公開とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(傍聴者なし)

スムーズな進行にご協力をお願いいたします。

【審議】

議 長

議事日程第5審議、第33号議案「農地法第3条の規定に依る許可申請について」を議題といたします。事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号1について説明

権 利：所有権移転（贈与）

申 請 地：宮川、田、4,920㎡

申請目的：渡人…病気により耕作困難

受人…経営規模の拡大

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

27番委員

7月20日、宮川地区委員4名で現地確認をしてまいりました。案内図3-1をご覧ください。申請地は五反歩強の大きな農地です。以前、私が『草刈りをしない圃場がある』とお話をさせていただきましたが、まさにこの圃場でした。現地確認の前日には草刈りがしてありましたが作業方法は乱雑で、水路には刈った草がそのまま入っていました。この贈与ですが、ここで申請があったのでしょうか。植えっぱなしではありましたが4月から耕作をして田植も5

月にしてありました。女性が水は時々見に来ているようです。今このタイミングで申請が出てくるというのがよく分かりません。先ほど会長からもありましたように、人・農地プランをどのように進めていくのかという中で、個人的には申請地の受け渡しはしてもいいのですが、周りの圃場に迷惑を掛ける、環境が良くない、それから水路の管理もできないという状況で、賛成の挙手はできないという考えです。申請地の南側、道路を挟んだ農地では、ハウスで花卉が栽培されています。今回初めて7月19日に草刈りが行われたということで、草の背丈は120cm~130cmにもなっていました。穂は枯れています。草刈りによって害虫がハウスに飛び込むという二次災害の可能性がある状況でした。これはどうしたものかと、逆にお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。年に3回は草刈りをするようにと言っていますが、40~50cm以上になったら刈るという条件を付ける方法もあると思います。具体的にそういったことができなければ耕作をこういった所に出してまでやる必要性があるのかどうか。先ほど会長からもありましたように蔓がオバケになっているところもあるようで、そうしてもらった方が逆に周りの人が手伝ってもらったり、ということもありえるかもしれません。そのあたりを議論していただけたらと思います。

次 長

ご指摘いただきありがとうございます。本件については渡人が病気を患い、跡取りもなく今後農地の管理ができないため渡人の成年後見人である弁護士が、法的な手続きを経て本申請に至っています。

受人についても説明させていただきます。前回の総会においても、農地の管理が非常にずさんであると委員さんからご指摘をいただきました。資料【農地の適正な管理をお願いします】をご覧ください。現在茅野市ホームページに、イラスト付きで掲載しています。広報ちの9月号、SMSでも同様のお知らせを予定しています。資料にもありますように、農地法第2条には「**農地について所有権または賃借権その他の仕様および収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない**」と農地の権利を有する者の責務規定があります。俗にいう“ヤミ”ですね、口約束での貸借の場合、実際に

借りている人が管理していないと、基本的に所有者に対して『適正な管理をするように』と促します。今回所有権が法人に移った段階で、申請地の管理がずさんであると指導ができることとなります。先日の話を受けまして、法人の代表者を呼び出しました。現在3名で動いていますが、今後は外国人の雇用を増員し、草刈りが積極的にできる体制を整えたと聞いております。委員さんの方で本申請を認めるにはそういった条件を、ということでした。先ほどの役員会でもお話ししましたが、この法人は農地所有適格法人ですので経営実態の報告義務があります。その報告を受けている中で、耕作面積に対して、この農業従事者数では成り立たないと指導をしていきます。具体的にこの農地の管理ができていないので今後農地の貸借や所有権移転、経営規模の拡大については農業委員会としては審議できないと指導します。指導・監督は農業委員会に課せられた業務にあたりますので、指導していければと考えています。実際、内々的にはやっていますが、草刈りをしていないところを綿密に写真等で証拠条件を確認していただいて11月に提出される報告書により農地所有適格法人の認定がありますので、そちらの方でも指導できればと事務局では考えています。そうしたことで、今回の3条申請については申し訳ありませんがお認めいただいて許可書を交付する際に草刈りを必ず行うように話をいたします。

議長

担当地区委員さんから現地確認の様子、また事務局から説明がありました。前回、私も申し上げましたが、この法人に対しては法人の総務部長さんとも何回かお話をしています。会社の待遇が悪いのかどうか分かりませんが、従業員が辞めてしまい3人しかいない状況です。草刈り要員として外国の方を雇用し、力を入れていくということです。委員さんは現地を見た時には草刈りをやったことのない外国の方が草刈りを行ったのかもしれませんが。通常草刈りを行う際には水路には流さない、土手から刈り上げて水路に流さない、水路を刈るときには網などを付けるなどの対策をしたうえで、刈った後には熊手などで集めて燃やすということが我々とすれば当たり前でやってきました。とにかく大規模に進めていけばいいという会社の考え方もあるようです。こことは別の場所ですが、以前に話したことがありました。大きくそばを作っている

人が100町歩位借り集めて、そばを作りましたがやはり作り捨ての様な状態で、管理に金をかけていたのでは儲けにならないので、ダメなところはそのままにしておいて、また来年、というのが会社の考え方であって、人それぞれに違うのではないかと反論をされたことがありました。本申請の法人は『やりたいができない』という部分もありますし、できないからと返されても地主は誰に託すのかと心配しなければならなくなります。この法人には農地所有適格法人としてやっているということで話し合いの機会が毎年行われていますので、しっかりとフォローしていくということでございます。

宮川や玉川というところは中山間地も適用にならない、多面的機能をやればいいのですが、この多面的の意味も解らずに、まとめ役がいらないということで入れていないということで、なかなかうまくいっていない。多面的を入れることで誰か草を刈る人も補助金で雇用できる制度もありますが、地域として育てていく必要があるのではないかと、そんなことも思うところでございます。私も玉川ですが、中山間がないところには多面的機能を勧めながら、みんなで農業環境や住環境を維持していくことを考えながらみんなでやっていくしかないのかなと思っています。皆様方が行き会う度に地域の人達と話し合いながらうまく環境を整えていこうよということで進めていきながらやっていきたいと思えます。今回このような状態が出てきてしまっていて実際には自分としても何度言っても聞いてくれないのでジレンマを持っているところでありますが、まあこの渡人にしても受けてくれないかどうしようかということで成年後見人の方が困り、貸していた受人に委ねたということだと思えます。委員さん達も現場で直接会うようなことがあれば最低でも草刈りは年に2回は刈るようにと指摘していただいてもいいと思えます。これをどうしても認める様に、とは言えませんが、やむを得ない状況もあります。そこをどうやって改善していこうかということも今後考えていけたらと思えます。よろしくお願ひします。

14番委員

この申請書には確約書が添付されています。それによると『農地を管理及び耕作してまいりますので…』とあります。これはこの圃

場だけではなくて他の圃場にもこういったものが添付されていますか。

次 長

そうですね平成31年以降の3条申請には、管理がずさんだということで確約書の添付をしてもらっています。

14番委員

効果が出ていない気がしますので、そういった所の改善もぜひ、していただきたいと思います。

次 長

許可書を渡す際に責任者を呼び出して、これを認可するにあたっては27番委員さんとも話し合いながら『申請地以外でも必ず管理をしっかりとするように』と伝えたいと思います。

議 長

これからの根幹に触れるようなことも最初からご指摘いただきありがとうございます。

他に意見等ありましたら挙手をお願いします。

13番委員

質問です。本件は【所有権移転の贈与】となっておりますが、渡人と受人は親戚関係ですか。

次 長

親戚関係ではありません。これまで管理していたのが受人で、渡人には成年後見人として弁護士がついています。渡人には後継者も身内もないことから無償での所有権移転という申請となります。

13番委員

では渡人の財産処分ということで、たまたま作っていた受人に贈与するという解釈でいいですか。

次 長

その通りです。

13番委員

分かりました。

議 長

他に意見等ありましたら挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

質問がないようですので採決に入ります。地区担当委員、事務局からの説明がありました。原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで、原案通り決定いたします。

なお、本申請につきましては、条件付きと同等のことで許可を与えていくということで進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

次 長

申請番号2について説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：米沢、田、1,033㎡

申請目的：渡人…遠隔地居住のため耕作困難

受人…経営規模の拡大

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

11番委員

7月21日、米沢地区委員2名にて現地調査を行いました。案内図3-2をご覧ください。地目は田です。渡人については遠隔地居住のため売却を希望しています。受人は水稲、花卉、野菜等を約16,500㎡耕作しており、申請地についてもすでに受人が耕作しておりきれいに作られています。今回農地を購入し、さらに経営安定を図りたいということで譲り受けを希望しています。他、許可要件はすべて満たしていると見てきました。この売買は問題ないと見てまいりましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの説明について意見、質問等のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

意見がないようですので採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで、原案の通り決定いたします。

次 長

申請番号3について説明

権 利：所有権移転（贈与）

申 請 地：北山、田、456㎡

申請目的：渡人…遠隔地居住と財産処分

受人…耕作利便性向上

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

9 番委員

7月23日、北山地区委員4名で現地調査を行いました。案内図3-3をご覧ください。申請地は中央高原蕨原地区に位置し、周囲を農地と河川に囲まれた土地でバラが栽培されています。渡人は遠隔地に居住しており財産処分のためこの土地を贈与したいとのことです。受人は申請地の近隣に居住し夫婦で長年にわたり農業に従事していきまして、許可要件はすべて満たしておりますのでこの贈与は問題ないと見てまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの説明について意見や質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

意見がないようですので採決に入ります。原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、原案通り決定いたします。

議 長

それでは、議事日程第5の議案第34号「農地法第4条の規定に依る許可申請について」を議題といたします。事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号 1 の説明

申 請 地：ちの、畑、148㎡

農地区分：第3種農地

申請目的：個人住宅の新築

議 長

地区担当委員から現地確認の報告をお願いします。

10番委員

7月23日、ちの地区委員2名で現地を確認しました。案内図4-1をご覧ください。場所はちの上原、住宅地の一角になります。北側の農地は休耕地ということで事前説明はされています。被害防除措置についても一通り問題はないと判断しました。自身の住宅の建築が目的ですので問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの現地報告について意見のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決をいたします。原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで、原案通り決定いたします。

次 長

申請番号 2 の説明

申 請 地：玉川、田、483㎡

農地区分：第2種農地

申請目的：賃貸住宅3棟の新設

議 長

地区担当委員から現地確認の報告をお願いします。

19番委員

7月23日、玉川地区委員4名により現地を確認しました。案内図4-2をご覧ください。申請地は市道沿いにあり東側には太陽光発

電施設、南側は賃貸住宅、北側は宅地です。申請人は当該地を平成20年12月に父から相続し、母が耕作していましたが他界したため農地の維持が困難となり、申請地に賃貸住宅3棟を建て、老後に備えたいと希望しています。現地を確認したところ、隣接土地所有者は申請人であり、隣接宅地所有者との境界確認も済んでいます。雨水排水は敷地内地下浸透、生活排水は公共下水道へ接続します。その他被害防除措置は適切です。目的の通り賃貸住宅を建築しても何ら支障はありません。賃貸住宅用地としての転用は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの現地確認の報告について意見のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決をいたします。原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで、原案通り決定いたします。

議 長

それでは、議事日程第5の議案第35号「農地法第5条の規定に依る許可申請について」を議題といたします。事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号1の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：ちの、田、541㎡

農地区分：第3種農地

申請目的：渡人…高齢で耕作する意思がない

受人…事務所1棟の新築

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

10番委員

7月23日、ちの地区委員2名で確認をしております。案内図5-

1をご覧ください。長らく休耕地の状態です。周囲は宅地に囲まれています。受人は事務所の建設を計画していますが周囲に農地はないため影響や問題はないと判断しています。ご審議をお願いします。

議 長

審議に入ります。地区委員さんの現地確認の報告について意見のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決をいたします。原案通り採決に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

次 長

申請番号2の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：宮川、畑、376㎡

農地区分：第3種農地

申請目的：渡人…老齢と病気で耕作困難

受 人…個人住宅の新築

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

14番委員

7月20日、宮川地区委員4名にて現地調査を行いました。案内図5-2をご覧ください。当該地は渡人夫婦の共有農地ですが老齢で耕作が難しくなり、夫は病気療養中のため畑を処分したいと希望しています。受人はアパートに家族3人で暮らしていますが、手狭になったため実家に近い申請地にマイホームを建てたいと希望しています。現地は住宅地向けに造成区画整理された農地です。東側の農地所有者へは転用計画を説明済み、南側は幅員6mの市道、北側も道路、東側は宅地に接しています。周辺農地に関する問題はありません。雨水は宅地内処理、汚水は下水道に接続します。転用は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしく願いいた

します。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの現地報告につきまして意見や質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案の通り決定いたします。

次 長

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：宮川、畑、265㎡

農 地 区 分：第3種農地

申 請 目 的：渡人…老齢と病気で耕作困難

受 人…個人住宅の新築

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

14番委員

7月20日、宮川地区委員4名にて現地調査を行いました。案内図5-3をご覧ください。渡人は5-2と同一の方、申請目的も同じく老齢と病気療養中のため耕作困難、申請地の処分を希望しています。受人は家族4人、アパートで暮らしていますが手狭になり、生活環境の良い静かな場所である申請地にマイホームを建てたいと希望しています。現地を確認したところ、2面が宅地、ほか市道と農地に接している住宅地向けに造成区画整理された農地になります。隣接農地所有者へは転用計画を説明済みで、周辺農地に関する問題はございません。雨水は宅地内処理、汚水は公共下水道に接続します。転用は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの現地報告につきまして意見のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

意見がないようですので採決に入ります。原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案の通り決定いたします。

次 長

申請番号4の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：豊平、畑、計：128㎡

農 地 区 分：第2種農地

申 請 目 的：渡人…遠隔地居住で耕作困難

受 人…駐車場・家庭菜園

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

4番委員

7月20日、豊平地区委員3名で現地確認を行いました。案内図5-4をご覧ください。受人は当該地を駐車場として利用したいと渡人に連絡しまして、渡人は快諾したということです。申請地は道路よりも約2m下方にあるため盛土をしまして、敷地の三分の二は家庭菜園として利用するとのことでした。問題ないと判断しましたのでご審議をお願いいたします。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの現地確認報告につきまして意見のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

次 長

申請番号5の説明

圃場整備で市道が開通したことで、申請地が三角になり死地となったことで耕作ができなくなったため、宅地と農地を交換するにあたり、等価にしたいための転用です。

権 利：所有権移転（交換）

申 請 地：玉川、畑、45m²

農地区分：第2種農地

申請目的：渡人…地目を宅地にしたい

受人…家庭菜園

議 長

地区担当委員から調査確認の報告をお願いします。

2番委員

7月22日、玉川地区委員4名で現地調査を行いました。案内図5-5をご覧ください。渡人は都内在住で自営業を営んでいますが、圃場整備に伴い、市道で土地が分断され、不整形のため不耕作地となっています。このほど他の土地と交換することとしました。受人は現在市内に居住していますが、申請地と渡人の宅地との交換に応じていただいたため、申請に至りました。現地を確認しましたが周辺農地の所有者には転用計画の事前説明がされています。雨水排水は敷地内地下浸透とします。その他被害防除措置は適切です。目的の通り家庭菜園として利用しても何ら支障はありません。転用は問題ないと見てまいりましたのでご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんからの現地確認の報告に意見のある方は挙手をお願いします。

（意見なし）

議 長

採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

次 長

申請番号6の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：泉野、田、801㎡

農地区分：第1種農地（白地）

申請目的：渡人…通作距離が遠い・経営規模縮小
受人…家庭菜園

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

22番委員

7月21日、泉野地区委員3名で現地調査を行いました。案内図5-6をご覧ください。受人は申請地北側に居住しており、庭を広げ家庭菜園をしたいと希望しています。渡人は自宅から遠く、耕作に困っていたところ受人から強い要望があったため売買に応じたいということです。平坦地であり雨水排水は地下浸透、現状のまま利用するため周囲への土砂流出の恐れはありません。日照に関しては低木にして周囲に配慮するとのことです。隣接農地は3筆ありますが、事前説明は済んでいます。この売買は問題ないと見てまいりました。よろしくご審議をお願いします。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの説明に意見のある方は挙手をお願いします。

（意見なし）

議 長

採決に入ります。原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

次 長

申請番号7の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：泉野、畑、計：2,135㎡

農地区分：第1種農地（白地）

申請目的：渡人…高齢と手不足で耕作管理が困難

受人…建売住宅2棟の新築

議 長

地区担当委員から現地確認の報告をお願いします。

6 番委員

7月21日、泉野地区委員3名で現地調査を行いました。案内図5-7をご覧ください。渡人2名は手不足や、高齢で耕作管理が困難、受人は購入後造成を行い建売住宅2棟の新築を計画しています。申請地は現況地盤を利用するため土砂流出の恐れはありません。雨水排水は敷地内地下浸透、汚水排水は公共下水道へ接続、構築物の隣接地は住宅で、農地とは適切な距離をあけて建築するため日照・通風の影響は少ないと思われます。この申請は問題ないと見てまいりましたのでご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの説明に意見、質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

次 長

申請番号8の説明

権 利：使用貸借権

申 請 地：金沢、畑、56㎡

農 地 区 分：第2種農地

申 請 目 的：渡人：息子夫婦の要望に応じる

受人：個人住宅の新築

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

21番委員

7月25日、金沢地区委員2名で現地確認をしてまいりました。案

内図5-8をご覧ください。渡人は当区内に居住しております。受人は渡人の息子にあたり、現在家族とともに塩尻市のアパートに居住していますが今後家族が増えることを考え、生まれ育った環境の良い場所で生活したいと思い、住宅の建築を検討しました。その際希望の条件に合う土地が見つからず、渡人である父親に相談したところ、申請地の北側にある宅地に建設することを提案されました。しかし土地が狭いため駐車場スペースを確保できないため、地続きである申請地の一部を宅地とすることを渡人が了承し、本申請に至りました。東側と南側は渡人の土地、北側は新居建設予定地、西側は市道に隣接しています。地目は畑、利用状況は野菜です。被害防除措置について法面は現況のまま利用、雨水は敷地内地下浸透とします。よってこの転用は問題ないと見てまいりました。よろしくご審議願います。

議 長

審議に入ります。地区担当委員さんの現地確認の報告について意見、質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決をいたします。原案通り採決に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

次 長

申請番号9の説明

権 利：賃貸借権

申 請 地：金沢、畑2筆、計：3,239㎡

農地区分：第2種農地

申請目的：渡人…受人の要望に応じる

受入…小屋キット展示場の新設

渡人は隣接地に居住しており、受人は同人が営む法人になります。転用目的は、先代の頃に邸宅を建築しバラ園を営んでおり畑としましたが、現在は相続し住宅の庭園となっています。課税地目もすでに宅地となっており、所有権を個人から法人名義に換えて、来

客用駐車場及び小屋の展示場として利用したいとのことです。

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

5 番委員

7月25日、金沢地区委員2名で現地確認を行いました。案内図5-9をご覧ください。地目は畑ですが現状は庭園です。社長個人の所有地を会社に貸借し、小屋のキット展示場及び駐車場として利用したいと希望しています。周辺農地に影響はありません。被害防除措置は適切で周辺の営農条件に影響を及ぼす恐れはありません。この申請は問題ないと見てきましたのでご審議をよろしく申し上げます。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの現地確認の報告につきまして意見のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

次 長

申請番号10の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：湖東、畑、132㎡

農地区分：第2種農地

申請目的：渡人…受人の要望に応じたい

受人…太陽光発電施設の新設

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

12番委員

湖東地区委員で現地確認をしました。案内図5-10をご覧ください。周辺は太陽光発電施設が多く設置されています。隣の農地とは1mほどの段差があり影響はないものと思われまます。ご審議のほど

よろしくお願いいたします。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんからの現地確認の報告につきまして意見のある方は挙手をお願いします。

14番委員事実確認だけさせていただきたいのですが、これは以前に境界を間違えて柵を作り囲い込んでしまい、太陽光発電を設置したところ後始末的に本申請になっているということですか。新たに太陽光発電施設を作るわけではないですね。

次 長

その通りです。委員さんの解釈の通り、新たに太陽光発電施設が設置されるものではありません。

議 長

そのほか、意見のある方は挙手をお願いします。
(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

議 長

議事日程第5の議案第36号「農用地利用集積計画（貸借権設定）の決定について」を議題といたします。

委員さんの中に、本議案の当事者がいますので、一時ご退席頂きますようお願いいたします。（当事者委員、一時退席）

事務局より議案について一括で説明をお願いします。

次 長

(申請番号1から申請番号11まで一括で説明)

議 長

農用地利用集積計画（貸借権設定）について、申請番号1から11まで事務局より一括説明がありました。ご質問ご意見等ありましたら挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

事務局からの説明についてご質問ご意見等ありましたら挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

11件の利用権設定につきまして一括で採決いたします。承認される農業委員の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので11件につきまして原案通り決定いたします。
(当事者委員、着席)

議 長

議事日程第5の議案第37号「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を議題といたします。事務局より議案について事務局より説明をお願いします。

次 長

農業開発公社の農地中間管理機構が、買受けた農地の売買についての承諾になります。

申請番号1の説明

権 利：所有権移転(売買)

申 請 地：北山、田、1,595㎡

議 長

農用地利用集積計画(所有権移転)について事務局より説明がありました。ご質問ご意見等ありましたら挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

議 長

以上で、本日の議案の審議事項は終了いたしました。この際、その他の件について、委員からの発言があれば挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長

それでは、以上をもちまして、茅野市農業委員会第7回総会を閉会いたします。

令和4年7月27日

議 長

委 員

委 員